

令和2年第2回竹原市議会臨時会会議録

令和2年第2回竹原市議会臨時会日程

日 程	議案番号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3	議案第45号	特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 4	議案第46号	竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 5	議案第47号	竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

令和2年第2回竹原市議会臨時会議事日程 第1号

令和2年3月26日(木) 午前10時開会

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第45号 特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 4 議案第46号 竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 5 議案第47号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

追加日程第1 議案第45号 特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案(総務文教委員会)

追加日程第2 議案第46号 竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案(総務文教委員会)

追加日程第3 議案第47号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案(総務文教委員会)

令和2年3月26日開会

(令和2年3月26日)

議席順	氏 名	出 欠
1	下 垣 内 和 春	出 席
2	今 田 佳 男	出 席
3	竹 橋 和 彦	出 席
4	山 元 経 穂	出 席
5	高 重 洋 介	出 席
6	堀 越 賢 二	出 席
7	川 本 円	出 席
8	井 上 美 津 子	出 席
9	大 川 弘 雄	出 席
10	道 法 知 江	出 席
11	宮 原 忠 行	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	田 所 一 三	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
地 域 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前10時00分 開会

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回竹原市議会臨時会を開会いたします。

議事の都合により暫時休憩とします。

午前10時00分 休憩

午前11時45分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、上程予定しておりました付議告示が諸般の事情により変更が生じた旨、先立って開催した議会運営委員会において市長より申し出がありましたので、それに基づき日程を作成しております。

議案の説明員として市長並びに市長から説明の委任または囑託を受けた者の出席を地方自治法第121条の規定により求めておりますので、報告いたします。

以上で議長からの報告を終わります。

日程に入るに先立ち、今榮市長から挨拶がありますので、これを許します。

市長。

市長（今榮敏彦君） 本日令和2年第2回竹原市議会臨時会を開会いただくに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

なお、開会后貴重な時間をいただきましたこと、改めておわびを申し上げます。

さて、現在本市の財政は極めて厳しい状況にあり、昨年1月に策定した財政健全化計画のもと、弾力的かつ収支が均衡した持続可能な財政構造の確立に向けた財政基盤づくりを推進しております。主な財政健全化策として事務事業や投資的経費の見直し、公共施設の適正化等の歳出削減の取組とともに、使用料の見直しその他の歳入確保の取組も実施しているところであります。

このうち人件費の見直しにつきましては、さきの第1回定例会で特別職及び部長、課長級職員の給料を引き続き減額する条例案を可決いただいておりますが、本臨時会では、今年3月まで減額している一般職員の給料につきまして、特別職及び部長、課長級の職員と同様に引き続き減額する条例案を提案しております。

具体的には、来月から再来年3月までの2年間、行政職給料表3級から6級までの職員の給料を減額するものとなっております。また、これに関連して、特別職及び部長、課長級職員の給料を減額する期間を再来年3月まで延長するなど、合計3議案を提案しております。

これらの詳細につきましては、この後担当から御説明申し上げますが、議員各位におかれましては、何卒慎重に御審議いただいた上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大川弘雄君） これより日程に入ります。

日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において13番宇野武則議員、2番今田佳男議員を指名いたします。

日程第2

議長（大川弘雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3～日程第5

議長（大川弘雄君） 日程第3、議案第45号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案から日程第5、議案第47号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） ただいま議題となりました議案につきまして御説明申し上げ

げます。

議案書の1ページ、議案説明書の1ページをお開きください。

議案第45号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本市におきましては、これまで事務事業の見直し、民間委託の推進など給与関係費をはじめ、内部管理経費の節減に取り組んできたところではありますが、平成30年7月豪雨により災害復旧・復興事業の実施が必要となり、またこれまでの決算においても、市税等の一般財源の減少並びに社会保障関連経費及び施設の老朽化への対応経費の増加などにより、本市の財政状況は大変厳しい状況にあります。本案は、このような本市の財政状況を深刻に受けとめ、特別職の給与の減額措置を令和4年3月31日まで延長するものであります。

次に、議案書の3ページ、議案説明書の2ページをお開きください。

議案第46号竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本市におきましては、これまで事務事業の見直し、民間委託の推進など給与関係費をはじめ、内部管理経費の節減に取り組んできたところではありますが、平成30年7月豪雨により災害復旧・復興事業の実施が必要となり、またこれまでの決算においても、市税等の一般財源の減少並びに社会保障関連経費及び施設の老朽化への対応経費の増加などにより、本市の財政状況は大変厳しい状況にあります。本案は、このような本市と財政状況を深刻に受けとめ、職員の給与の減額措置を引き続き講じるものであります。

改正の内容につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間における職員の給料月額について、行政職給料表の職務の級が3級及び4級の職員にあっては3%、5級及び6級の職員にあっては5%、7級の職員にあっては8%減額する特例措置を定めるものであります。

次に、議案書の7ページ、議案説明書の3ページをお開きください。

議案第47号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、平成27年4月に実施した給与制度の総合的見直しに係る激変緩和のための経過措置として、改定後の給料表の給料月額が、平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員について、その差額を給料として支給する措置を令和4年3月31日ま

で延長するものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案から議案第47号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案までの3件を、総務文教常任委員会に付託いたします。この後直ちに総務文教常任委員会を開催し、審査終了後本会議を再開いたします。

その間暫時休憩といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本会議の休憩中、総務文教常任委員会が開催され、付託案件の審査が終了したことから、先ほど議長に委員会報告書が提出されました。

お諮りいたします。

付託議案でありました議案第45号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案（総務文教常任委員会所管）から議案第47号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案（総務文教常任委員会所管）までを日程に追加、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、付託議案でありました議案第45号から議案第47号を日程に追加、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1～追加日程第3

議長（大川弘雄君） 追加日程第1、議案第45号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案から追加日程第3、議案第47号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、本件は、総務文教常任委員会に付託となって

いたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

2番今田佳男総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会委員長（今田佳男君） 総務文教委員会には、議案第45号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案、議案第46号竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案、議案第47号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案が付託されました。

議案第45号の内容は、特別職の給料月額の特例措置を令和4年3月31日まで延長し、引き続き、市長にあつては15%、副市長にあつては12%、教育長にあつては10%を減額するものであります。

議案第46号の内容は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、行政職給料表の職務の級が3級から7級までの職員の給料月額を減額するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、7級を除く職員について、適用除外とした時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当に対しても減額措置を適用するものであります。減額の割合は、行政職給料表、職務の級に3級及び4級の方は減額の割合が100分の3、5級及び6級の方が100分の5、7級の方が100分の8であります。

委員会では、今回の対象人員の人数、削減効果額について質疑があり、対象人員が合計230人、削減効果額が約6,300万円であるとの答弁がありました。また、財政健全化計画の年間目標額1億円に達していないことに対する質疑があり、今後ラスパイレス指数の改善など、給与制度の抜本的見直しを進めるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第45号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案は全会一致、議案第46号竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案は賛成多数、議案第47号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は全会一致で可決となりました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論，採決いたします。

議案第45号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので，着席を願います。

起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

2名より通告がありますので，順次発言を許します。

まず，14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は，議案第46号の議案に反対討論を行います。

現行の削減よりも大幅に削減幅が増加しており，市職員の市民生活に重大な影響を与えると考えます。以前も申し上げましたが，公務員の仕事は市民の生命，財産を守り，福祉，教育など市民サービスに重要な役割を果たしています。一昨年の豪雨災害の復旧等では，長時間過密労働を強いられています。また，昨年の参議院選挙では，1カ月169時間の残業時間です。過労死が警告されている1カ月80時間の残業時間の2倍超は異常事態であります。

今必要なことは給与削減ではなく，市職員の増員など市民サービスを拡充させる人事管理が必要と考えます。市民が求める行財政改革とは，事業目的や役割をしっかりと精査検証して，不要不急な事業，事業効果が極めて低い無駄な事業の凍結，縮小など早期に実施すべきであります。

また，3月19日，臨時市議会の教育費の補正予算は，国庫支出金の財源確保，これを再検討して国に強く求めていくことを指摘して，私は議案第46号に反対をいたします。

議長（大川弘雄君） 続いて、4番山元経穂議員。

4番（山元経穂君） 私は、この議案第46号に賛成の立場で討論に参加いたします。

現在、本市は大変厳しい財政状況のもとにあり、その立て直しのため、財政健全化計画、行財政経営強化プラン等を企図し取組を推進されています。

その財政健全化計画においては、本年度から5年間、毎年1億円の人件費削減を目標とされていましたが、今年度の達成率は約53%であり、かつさきの定例会で可決した4月からの次年度当初予算においては約24%の削減額の計上にとどまっており、5%シーリングによる補助金の削減、今後3年間での1.8億円の事務的経費の見直しをする中で、市民に御労苦をおかけする現状、まず範を示さなければならない本市の姿勢が、市民の御理解を得るのに不十分ではないかと感じていました。

しかし、今上程されている今案を可決することで、達成率は2年間にわたり約70%まで人件費を削減することができると同時に、次年度本市が計画目標を着実に実施する端緒となり得ると考えます。

よって、私は、引き続き本市が次年度においても人件費の総額のあり方を課題として認識し、取り組まれると同時に、より加速度的に行財政改革、構造改革を推進され、市民の御理解を得られる市政の効率化へ、なお一層の歩みを目指されることを期して賛成の討論といたします。

議長（大川弘雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって今期臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、令和2年第2回竹原市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員